ロームのサーマルプリントヘッドについて

サーマルプリントヘッドは、通電により発生したジュール熱をサーマルプリントヘッドに接触する感熱紙または転写紙に伝え、発色または転写させて文字や画像を得るための製品です。感熱紙は低価格できわめて取り扱いが簡便、メンテナンスフリーであることから従来からファクシミリ、各種プリンタ、券売機などに幅広い用途に用いられてきました。さらに印字品質の向上、カラー化に対応して熱転写方式が数多く用いられています。また、今まさにマルチメディア時代の家庭用端末プリンタにメンテナンスフリーサーマルプリンタは、用途拡大のキーデバイスです。
ロームは、発熱体用ドライバIC、半導体素子、抵抗器などの研究開発と生産体制の合理化を通じ、業界トップレベルの薄膜・厚膜製造及び半導体製造に関する総合的技術力を蓄積してきました。これらの高度技術をベースに、薄膜・厚膜各方式のサーマルプリントヘッドをいち早く商品化し、薄膜・厚膜混成方式、熱履歴制御IC搭載方式、特殊グレーズ方式などの業界をリードする高性能、高信頼性の汎用品により、充実した品種構成を誇っております。また、お客様のご要望にお応えするため、カスタム品の設計・製造も行っております。ぜひ、ロームのサーマルプリントヘッドをご検討ください。

●特長

(1)薄膜・厚膜の両方式のサーマルプリントヘッドをラインアップしています。

お客様のニーズに合わせて、薄膜方式、厚膜方式、また薄膜・厚膜各方式の特性を生かした混成方式など広いバリエーションの中から、お客様のニーズに最適な商品をお選びいただけます。

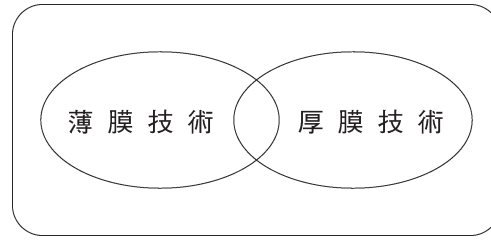

(2)高機能を実現するドライバICを自社内で開発・生産しています。

サーマルプリントヘッドのQ（品質、機能）、C（コスト）、D（納期）を決める重要な要素の一つとして、発熱体を駆動するICがあります。ロームでは、サーマルプリントヘッドに最適な機能の作り込みをICの開発、製造から取組み半導体メーカーとしての総合力を生かしたサーマルプリントヘッドを商品化しています。

(3)高機能を作り込む生産システムから自社内で開発しています。

ロームでは、サーマルプリントヘッドの生産に最適な生産システムを社内で開発、製造することにより、他社にない商品を大量、かつ安定的に生産しています。

(4)業界トップレベルの生産・納入実績により高品質・高信頼性を確保しています。

永年の豊富な抵抗器・ハイブリットICの製造経験と豊富な技術データを基礎に、日本で最初に着手した研究・開発体制を日々積み重ねた高い品質保証と信頼を約束します。

ご　注　意

- 本資料の一部または全部を弊社の許可なく、転載・複写することを堅くお断りします。
- 本資料の記載内容は改良などのため予告なく変更することがあります。
  本資料に記載されている内容は製品のご紹介資料です。ご使用にあたりましては、別途仕様書を必ずご請求の上、ご確認下さい。仕様書をご確認されることがなかった場合、万一ご使用機器に瑕疵が生じましても、弊社はその責を負いかねますのでご了承下さい。
- 記載されております応用回路例やその定数などの情報につきましては、本製品の標準的な動作や使い方を説明するものです。従いまして、量産設計をされる場合には、外部諸条件を考慮していただきますようお願いいたします。
- ここに記載されております製品に関する応用回路例、情報、諸データは、あくまで一例を示すものであり、これらに関します第三者の工業所有権等の知的財産権、及びその他の権利に対して、権利侵害がないことの保証を示すものではございません。従いまして（1）上記第三者の知的財産権の侵害の責任、又は、（2）これらの製品の使用により発生する責任につきましては弊社は、その責を負いかねますのでご了承ください。
- 本資料に記載されている製品の販売に関し、その製品自体の使用、販売、その他の処分以外には弊社の所有または管理している工業所有権など知的財産権またはその他のあらゆる権利について明示的にも黙視的にも、その実施または利用を買主に許諾するものではありません。
- 本品は、特定の機器・装置用として特別に設計された専用品とみなされるため、その機器・装置が外為法に定める規制貨物に該当するか否かを判断していただく必要があります。
- 本製品は「シリコン」を主材料として製造されております。
- 本製品は「耐放射線設計」はなされておりません。

本資料に掲載されている製品は、一般的な電子機器（AV機器、OA機器、通信機器、家電製品、アミューズメント機器など）への使用を意図しています。極めて高度な信頼性が要求され、その製品の故障や誤動作が直接人命に関わるような機器・装置（医療機器、輸送機器、航空宇宙機、原子力制御、燃料制御、各種安全装置など）へのご使用を検討される際は、事前に弊社営業窓口までご相談願います。

●日本における輸出貿易管理令について

本資料に掲載した製品は、輸出貿易管理令別表1の16項に定める関税定率法別表第85類の貨物の対象となりますので、輸出する場合には、大量破壊兵器などの不拡散のためのキャッチオール規制に基づく客観要件又はインフォーム要件に該当するか否かを判定願います。